大転換期の建廃対策 ● 159

コンプライアンスと処理現場②

通知対応で勉強・研修会

元請・解体・処理業の情報連携が課題

石綿を含む建設資材廃棄物の混入した再生砕石が使用されている事案が、一部新聞報道で明らかになったことなどを受けて、厚生労働省、国土交通省、環境省は9月9日、連名で建設業、産廃処理業、解体工事業関連の12団体に宛てて「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」を通知した。通知内容のポイントは以下の3点となっている。

1　解体工事業を営む者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないよう、分別解体を徹底すること。

2　建設工事の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を順守（遵守）すること。また、石綿含有廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないよう、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を順守するとともに、下請負人に対してもその順守を徹底させること。

3　産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないよう、廃棄物処理法に基づく処理基準を順守すること――。

（報告・連絡・相談）

同通知と前後して、地域の解体工事業界と自治体で連携し、どのような廃材が石綿含有廃棄物に該当するのか勉強会を開催したり、処理業団体でも団体員を集めて同様の講習を行うなどの取り組みを活発化させている。

最大の課題点は排出側（元請）と解体業者（主に下請、時には元請）、処理業者間の情報連携で、解体・改修工事前の事前調査の調査主体やホウレンソウの仕組みを3者間で明確に決めておく必要がある。現状では施工段階や排出後に解体業者や処理業者が自主的に分別する取り組みに頼る部分も大きい。

（つづく）

解体系の外壁材などの廃材

平成22年10月11日
週刊循環経済新聞